		十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうちに平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下この条において「各号の厚生年金被保険者期間」という。）（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいう。以下この条において「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に係る厚生年金保険の保険給付及び信頼性の確保のための厚生年金保険制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年政令第七十四号。以下この条において「平成二十六年改正法」という。）附則第八十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十六年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条において「旧厚生年金保険法」という。）第四十三条の規定により読み替えられた同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下この条において「標準報酬月額」という。）及び旧厚生年金保険法第四十三条の二第一項の規定により読み替えられた同法第二十条第二項に規定する標準賞与額をいう。以下この条において「標準賞与額」という。）の改定又は決定の特例に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下この条において「平成二十六年特例政令」という。）第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十六年特例政令第八条第一項の規定により読み替えられた平成二十六年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下この条において「平成二十六年改正後厚生年金保険法」という。）第八十一条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下この条において「標準報酬月額」という。）及び平成二十六年改正後厚生年金保険法第八十一条の二第一項に規定する標準賞与額をいう。以下この条において「標準賞与額」という。）の決定の特例に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下この条において「平成二十六年特例政令」という。）第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十六年特例政令第八条第一項の規定により読み替えられた